

福岡県飲用井戸等衛生対策実施要領

第1 目的

この要領は、飲用井戸等の衛生対策の実施について、必要な事項を定め、県下町村における飲用井戸等の衛生確保を図ることを目的とする。

第2 実施主体

この要領に基づく対策の実施に当たっては、保健医療介護部生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）及び保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所（以下「保健福祉環境事務所等」という。）が、関係各課及び市町村等関係機関の協力を得て行うものとする。

第3 対象施設

この要領において対象とする施設は、水道法（昭和32年法律第177号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、旅館業法（昭和23年法律第138号）及び公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の適用を受けない次の各号に掲げる施設（以下「飲用井戸等」という。）とする。

- (1) 地下水、表流水及び湧水を水源として飲用水を供給する井戸等の給水施設（導水管等を含む。以下「飲用井戸」という。）
- (2) 水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模貯水槽を有する施設（以下「小規模貯水槽水道」という。）

第4 実態把握

生活衛生課及び保健福祉環境事務所等は、飲用井戸等の実態を把握するため、関係各課、市町村等関係機関及び設置者又は管理者（以下「設置者等」という。）の協力を得て飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報の収集、整理並びに飲用井戸に係る地下水の汚染状況の把握に努めるものとする。

また、生活衛生課と環境部環境保全課（以下「環境保全課」という。）は、飲用井戸に係る保健福祉環境事務所等からの情報及び環境保全課が行う水質汚濁防止法に基づく常時監視、その他の行政検査の結果について、情報の共有に努めるものとする。

なお、町村においても、必要に応じ、飲用井戸に係る地下水の汚染の状況の把握に努めるものとする。

第5 管理基準

- 1 飲用井戸の設置者等は、次に掲げる基準に従い、自らの責任において施設の適正な管理等に当たるものとする。

(1) 施設の管理

ア、飲用井戸及びその周辺にみだりに人畜が立ち入って水が汚染されるのを防止するため、必要に応じ、当該施設にかぎを掛け、さくを設ける等適切な措置を講ずること。

イ、飲用井戸及びその周辺の清潔保持に努めるとともに、定期的に点検を行い、給水する水が汚染されることのないよう必要な措置を講ずること。

ウ、飲用井戸を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に配慮すること。

(2) 水質の検査

ア、飲用井戸を新たに設置した場合には、給水開始前に水道法に準じた水質検査を行い、これに適合していることを確認すること。なお、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム及びホルムアルデヒド(以下「消毒副生成物」という。)を除く(ただし、当該飲用井戸周辺の地下水等よりこれらの物質が検出されている場合を除く。)、水質基準の定められている全項目の水質検査を行うこと。(ただし、水源が湖沼等水が停滞しやすい表流水でない場合は、(4S, 4aS, 8aR) -オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール【別名 ジェオスミン】及び1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール【別名 2-メチルイソボルネオール】の検査を省略することができる。)

また、消毒を行っている場合は、消毒の効果及び消毒副生成物についても併せて水質検査を行うこと。

イ、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の環境及び過去の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査を、毎年一回以上定期に行うことが望ましい。

ウ、飲用井戸から給水される水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて水質検査を行うこと。

エ、前各号に定める水質検査は、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録する者等検査能力を有する者に依頼して行うものとする。

(3) 汚染が判明した場合の措置

ア、設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、管轄保健福祉環境事務所等へ連絡し指示を受けること。

イ、設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を越える汚染が判明した場合(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他有害物質が基準値以内で検出された場合も含む。)には、管轄保健福祉環境事務所等へ連絡し指示を受けること。

2 小規模貯水槽水道の設置者等は、水道法に規定する簡易専用水道の管理基準に準じ

た管理を行うものとする。

なお、当該施設の管理の適正化を図るため、水道法第34条の2第2項の規定に準じ、管理の状況について、毎年一回以上定期的に同項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けることが望ましい。

第6 指導等

1 保健福祉環境事務所等は、町村の協力を得て、設置者等が第5に定める管理基準に従い適正な管理を行うよう指導するとともに、飲用水の衛生確保に関する正しい知識の普及、啓発に努めるものとする。

2 保健福祉環境事務所等は、第5の1の(3)に基づき設置者等から連絡を受けた場合、その他飲用井戸の汚染を発見した場合であって、水質基準に関する省令の表の3の項から9の項及び13から30までの項目（以下「**健康関連項目**」という）に係る汚染である場合は、速やかに次に掲げる措置を行うものとする。

また、健康関連項目以外の水質項目に係る汚染であっても、必要に応じ現地調査を実施する等、設置者等に対して適切な指導、助言を行うものとする。

なお、当該飲用井戸の汚染が直ちに健康に影響を及ぼすおそれが懸念される等の水質異常であるときは、「福岡県飲料水健康危機管理実施要領」により適切な措置を行うものとする。

(1) 設置者等から次の事項を聴取し、生活衛生課及び町村に連絡する。

ア、設置者等の住所及び氏名

イ、汚染された飲用井戸の設置場所

ウ、汚染された飲用井戸の規模等（水源種別、利用形態、使用人員）

エ、汚染判明日時

オ、汚染原因物質名及びその濃度

(2) 町村と共同で現地調査を実施し、次の事項を調査し、指導する。

なお、飲用の中止を指導する場合は、町村と連携し飲用水の確保に努める。

ア、汚染経路及び汚染原因の究明

イ、周辺飲用井戸等汚染範囲の推定

ウ、汚染原因除去の指導

エ、飲用水の衛生確保に関する適切な指導、助言

(3) 汚染範囲の特定等行政検査を行うことが必要であると認められる場合は、生活衛生課に協議する。

(4) 指導が完了した場合は、その結果について、別紙様式により生活衛生課に報告する。

3 保健福祉環境事務所等は、小規模貯水槽水道に関して検査の結果衛生上問題があるとして設置者から報告を受けた場合、若しくは管理について衛生上問題がある水道事業者から情報提供を受けた場合は、速やかに現地調査を行い、設置者等に対して施設の改善、清掃の実施等適切な指導、助言を行うものとする。

4 生活衛生課は、2の(3)により保健福祉環境事務所等から行政検査が必要であると

して協議を受けた場合であって、汚染に係る項目が地下水環境基準項目である場合は、環境保全課に協議するものとする。

5 生活衛生課は環境保全課と密接に連携し、保健福祉環境事務所等の指導等が円滑に実施されるよう関係機関との連絡調整に努めるとともに、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

6 町村は、1、2及び3に規定する保健福祉環境事務所等が行う調査、指導に協力するとともに、飲用井戸が汚染された水道未普及地域において飲用水の供給を図るため、水道の布設、普及に努めるものとする。

附則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成14年12月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年6月15日から施行する。

附則

この要領は、令和元年10月10日から施行する。

附則

この要領は、令和元年12月9日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。